

# 西興部村自殺対策計画

令和2年～令和6年

令和2年3月

西興部村



# 西興部村自殺対策計画

## 目次

第1章 計画策定の主旨等	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 西興部村における自殺の現状	2
1 統計データから見る西興部村の自殺の現状	
(1) 自殺死亡率の年次推移	
(2) 男女別視察者数の推移	
(3) 年齢階級別死亡の状況	
(4) 自殺の特性と評価地域の自殺の特性の評価（平成24年～28年合計）	
第3章 自殺対策の取り組み	4
1 基本方針	
2 基本目標	
3 基本施策	
(1) 地域におけるネットワークの強化	
(2) 村民への啓発と周知	
(3) 生きることへの促進要因への支援	
(4) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
第4章 計画の推進	8
1 計画の推進体制と評価の仕組み	
資料（相談窓口）	9

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降12年連続して年間の自殺者数が3万人を超える水準で推移しています。その大きな増加要因としては、経済・生活問題に起因する自殺者の急増があり、個人の問題では片付けられない社会的要因がその背景に潜んでいることから、自殺対策は社会全体で取り組まなければならない問題となっています。

平成18年に制定された自殺対策基本法は、平成28年に改正され、その中で各都道府県及び市町村は自殺対策計画を策定し、「生きることの包括的支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰もが自殺に追い込まれることのない西興部村の実現」を目指します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえ策定します。

また、北海道の「第3期自殺対策行動計画」や本村の「第4期総合計画」との整合性を図ります。

### 3 計画の期間

本計画の推進期間は、令和2年から令和6年の5年とします。

なお、自殺対策基本法又は自殺総合対策大綱が見直された場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 西興部村における自殺の現状

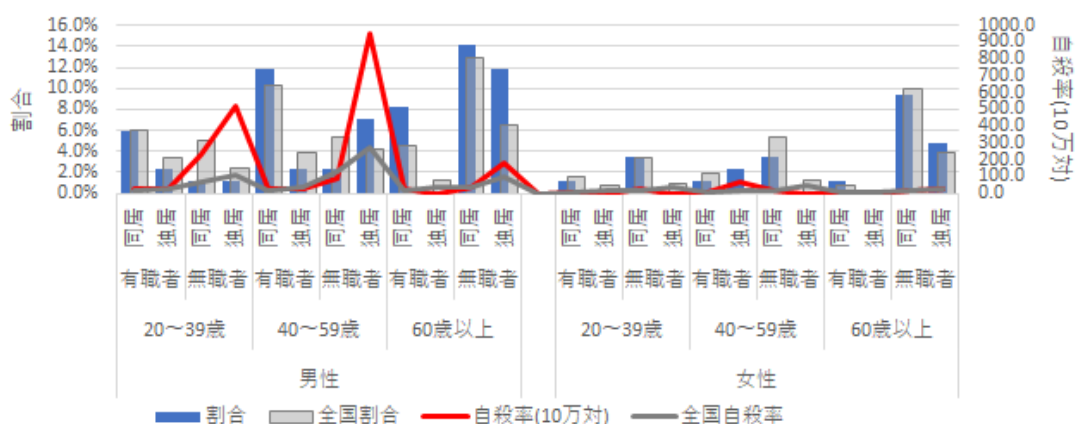
### 1 統計データから見る西興部村の自殺の現状

【出典】自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

#### (1) 自殺死亡率の年次推移

本村の自殺者数について、平成25年からの推移をみると5年間で2人の方が自殺で亡くなっています。働く世代である20～59歳の自殺者は1人となっています。図1は遠紋医療圏の年代別の状況を示しています。

【図1】



#### (2) 男女別視察者数の推移

西興部村は自殺者数2人のうち、2人とも男性でした。国の状況として、男性は14,826人（平成29年中）と、女性の約2.4倍となっています。

#### (3) 年齢階級別死亡の状況

年齢階級別の自殺者の割合は、全国・遠紋圏域では50歳以上の割合が高く、本村でも50歳以上の割合が高い状況となっています。

【図2】



(4) 自殺の特性と評価地域の自殺の特性の評価（平成 24 年～28 年合計）

	指標	ランク		指標	ランク
総数 <sup>1)</sup>	34.7	★★★★a	男性 <sup>1)</sup>	71.6	★★★★a
20 歳未満 <sup>1)</sup>	0.0	-a	女性 <sup>1)</sup>	0.0	-a
20 歳代 <sup>1)</sup>	0.0	-a	若年者(20~39 歳) <sup>1)</sup>	0.0	-a
30 歳代 <sup>1)</sup>	0.0	-a	高齢者(70 歳以上) <sup>1)</sup>	63.9	★★★★a
40 歳代 <sup>1)</sup>	0.0	-a	勤務・経営 <sup>2)</sup>	0.0	-a
50 歳代 <sup>1)</sup>	127.6	★★★★a	無職者・失業者 <sup>2)</sup>	214.2	★★★★a
60 歳代 <sup>1)</sup>	0.0	-a	ハイリスク地 <sup>3)</sup>	150%/+1	-
70 歳代 <sup>1)</sup>	134.4	★★★★a	自殺手段 <sup>4)</sup>	0%	-
80 歳以上 <sup>1)</sup>	0.0	-a			

- 1) 自殺統計にもとづく自殺率（10 万対）。自殺者数 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。
  - 2) 特別集計にもとづく 20～59 歳を対象とした自殺率（10 万対）（公表可能）。自殺者数 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。
  - 3) 自殺統計にもとづく発見地÷住居地（%）とその差（人）。自殺者（発見地）1 人の減少でランクが変わる場合はランクに a をつけた。
  - 4) 自殺統計もしくは特別集計にもとづく首つり以外の自殺の割合（%）。首つり以外の割合が多いと高い。（首つりと首つり以外の人数が共に 5 人以上であれば、公表可能（自殺統計から算出可能な場合の公表は差し支えない）。自殺手段関連資料（p.7）参照）
- ・指標欄の「\*」は指標を算出していないことを示す。

ランクの標章（詳細は付表の参考表 2、3 参照）

ランク	
★★★★/☆☆	上位 10%以内
★★/☆	上位 10~20%
★	上位 20~40%
-	その他
**	評価せず

※市区町村について全国市区町村に対するランクを評価した。

## 第3章 自殺対策の取り組み

### 1 基本方針

自殺ハイリスク者に対する働きかけを重点に行うとともに、生きづらさを抱えた方が暮らしやすい地域を実現するための様々な取り組みを行います。

また、本村は人口規模が小さく自殺率等のデータをそのまま地域性として判断しづらいため、遠紋圏域の傾向を考慮し、幅広い年代を対象に自殺予防の対策を推進します。

### 2 基本目標

本村では、平成27年以降自殺者数は0人という状況から、計画最終年度の令和6年までに、年間自殺者数を0人とすることを目標に掲げます。

### 3 基本施策

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場での問題、健康上の問題など様々な要因が関係しており、これに対応するためには、地域の各関係機関が連携して実効性のある施策を推進する必要があります。このため、各関係機関と連携を図り、ネットワークの強化に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

#### 地域包括ケア地域ネットワークとの連携【担当課:住民課】

- 地域包括ケアを推進する地域ネットワークと連動させ地域ケア会議において自殺ハイリスク者を早期に発見し、必要に応じて各支援機関につなげます。

#### 保健担当者連携会議での情報共有【担当課:住民課、教育委員会】

- 保健担当者連携会議において子どもの現状を把握し、自殺関連に係わる必要な対策を協議します。

#### 民生児童委員協議会との連携【担当課:住民課】

- 情報共有を図り、自殺に関する必要な対策を協議します。

## (2) 村民への啓発と周知

地域のネットワークを強化し、相談体制を整備しても、村民が相談機関や相談窓口を知らなければ適切な支援につながりません。このため、村民との様々な接点や広報媒体等と活用して相談機関等の情報を提供します。

また、未だに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根強く残っており、引き続き正しい認識を広げる啓発活動を行います。

### 【主な取り組み】

#### リーフレット・啓発品の作成と配布【担当課:住民課】

- 相談窓口一覧を掲載したチラシ等を作成し、イベント等を活用して配布します。

#### 村広報誌等を活用した啓発活動【担当課:住民課】

- 村の広報誌やホームページに、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防月間（9月）等に合わせて自殺対策関連等の情報を掲載し施策の周知を図ります。



### (3) 生きることへの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時です。このため、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことが自殺のリスクを低下させることになります。

これを踏まえ、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを進めます。

#### 【主な取り組み】

##### 心配ごと相談の充実【担当課:住民課】

- それぞれの年代や生活状況に生じる様々な困り事に応じて相談対応と問題の解決にあたります。

##### 精神疾患等ハイリスク者対策の推進【担当課:住民課】

- 精神疾患（うつ病、統合失調症、アルコール依存症等）の自殺危険因子を抱えたハイリスク者に対する継続的な治療・援助体制や地域での関係機関と連携強化し必要に応じ支援につなげます。

##### 自殺未遂者への支援【担当課:住民課】

- 自殺未遂者は、ハイリスクの対象者になることから関係機関と連携を図り切れ目のない包括的な支援を行うことにより、リスクの軽減に努めます。

##### 遺された人への支援【担当課:住民課】

- 自死により遺された家族に管内にある自死遺族自助グループ等を紹介するとともに必要に応じ個別支援を行います。

##### 災害被災者への支援【担当課:住民課、企画総務課】

- 大規模災害が起きた場合、被災者は、様々なストレスを抱えることになることから孤立防止やこころのケアのみならず、生活再建に向けた支援を中長期に渡って実施します。

#### (4) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

自殺対策基本法では、自殺予防教育について、次のとおり規定しております。

##### 〈自殺対策基本法第17条第3項〉

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

そこで、本村では、児童生徒が「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしいことではないこと」「命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどう助けを求めればよいか」などを学び将来のライフスキルとする取り組みを関係機関と連携し実施します。

また、子どもからのSOSに対して周囲の大人が適切に対応できるよう、その受け皿の整備が必要です。このため、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、適切な支援に繋がられるよう推進します。

##### 【主な取り組み】

##### SOSの出し方に関する教育の実施【担当課:教育委員会、住民課】

- 各学校においていじめ等やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に助けを求めることができるよう、学びの機会を設けます。

##### 子どもと関わる地域支援者への啓発【担当課:住民課】

- 民生児童委員など子どもと関わる地域支援者が子どもからのSOSの受け手になれるよう啓発資料を配付します。

##### 学校への専門家の派遣【担当課:教育委員会】

- 各学校にスクールカウンセラー等の専門家を派遣し、こころの健康に関する相談を受けられることができる体制の充実を図ります。

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進体制と評価の仕組み

こころの健康づくり・自殺対策の推進のためには、村民一人ひとり、関係団体、行政が連携して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があり、各関係機関と連携を図り、実施状況进行评估しながら各施策の推進に努めます。

## 資料（相談窓口）

### 【本計画の基本施策担当課の連絡先】

西興部村住民課	0158-87-2114
西興部村企画総務課	0158-87-2111
西興部村教育委員会	0158-87-2501
北海道紋別保健所	0158-23-3108

### 【関係機関】

- 死にたい気持ちについて、こころの健康について

北海道いのちの電話	011-231-4343 毎日 24 時間
こころの電話相談	0570-064-556 (月～金) 9:00～21:00 (土日祝) 10:00～16:00
北海道立精神保健福祉センター	011-864-7000 (月～金) 8:45～17:30
北海道紋別保健所	0158-23-3108

●経済問題について

法テラス	0570-078-374  (月～金) 9:00～21:00 (土) 9:00～17:00
日本司法書士連合会	0120-55-2059  (月～金) 8:45～17:30

●配偶者やパートナーからの暴力について

北海道立女性相談援助センター	011-666-9955  (月～金) 9:00～17:00 17:30～20:00  (土日祝) 9:00～17:00
北海道環境生活部くらし安全局 道民生活課	011-221-6780  (月～金) 9:00～17:00
各警察相談センター	#9110  毎日 24 時間
オホーツク総合振興局配偶者 暴力相談支援センター	0152-45-0500  (月～金) 9:00～17:00

●児童虐待について

北海道北見児童相談所	0157-24-3498
児童相談所全国共通ダイヤル	0570-064-000 毎日 24 時間

●いじめについて

北海道北見児童相談所	0157-24-3498
子ども相談支援センター	0120-3882-56 毎日 24 時間
オホーツク教育局教育相談電話	0152-44-7262 (月～金) 8:45～17:30
少年相談 110 番	0120-677-110 (月～金) 8:30～17:15
子どもの人権 110 番	0120-007-110 (月～金) 8:30～17:15
チャイルドライン	0120-99-7777 (月～土) 16:00～21:00

●子育てについて

子ども相談支援センター	0120-3882-56 毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター	011-612-5030 (月～金) 9:00～17:00
子育てカウンセリング (北海道教育委員会)	011-261-4545 電話予約時間 (月～金) 9:00～17:00
子ども家庭支援センター オホーツク	0158-45-3211 毎日 24 時間

●ひきこもりについて

北海道ひきこもり成年 相談センター	011-863-8733 (月～金) 9:30～12:00 13:00～16:00
子ども相談支援センター	0120-3882-56 毎日 24 時間
北海道立精神保健福祉センター	011-864-7000 (月～金) 8:45～17:30
北海道紋別保健所	0158-23-3108

●介護について

北海道高齢者総合相談・ 虐待防止センター	011-251-2525  (月～金) 9:00～17:00
高齢者虐待電話相談	011-614-2002  (月～金) 9:00～17:00
北海道認知症コールセンター	011-204-6006  (月～金) 10:00～15:00

●アルコールやギャンブルの依存について

北海道立精神保健福祉センター	011-864-7000  (月～金) 8:45～17:30
GA 日本	046-240-7279  (第 2 土曜、最終日曜) 11:00～15:00
AA 北海道セントラル・オフィス	011-557-4329  (月～金) 11:00～16:00
北海道断酒連合会	011-642-2725
北海道ダルク	011-221-0919  (月～金) 9:30～17:00 (土) 9:30～12:00
北海道紋別保健所	0158-23-3108



●就労活動に関することについて

ジョブカフェ北海道  (若年者向け)	011-209-4510  (月～金) 9:00～19:00 (土) 10:00～17:00
ジョブサロン北海道  (中高年向け)	011-206-4510  (月～金) 9:00～18:00

●自死遺族の方へ

北海道立精神保健福祉センター	011-864-7000  (月～金) 8:45～17:30
----------------	--------------------------------------